破産手続廃止

平成２５年（フ）第７０８号
千葉県山武市蓮沼平45番地１、開始決定時の住所千葉市中央区千葉寺町155番地
破産者　秋元　久子
１　決定年月日　平成26年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９９０号
千葉県市原市五井西７丁目10番地10
破産者　吉本　志乃
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９２６号
大阪市西淀川区花川２丁目19番19号
破産者　宝徳自動車有限会社
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１９７号
奈良県北葛城郡王寺町本町１―16―１―405、商業登記簿上の本店所在地奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目18番１号
破産者　株式会社オーシャン
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３号
沖縄県八重山郡竹富町字南風見508番地の54
破産者　有限会社豊原建設
１　決定年月日　平成26年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第２５６３号
札幌市白石区本通10丁目南７番２号
破産者　石川十美枝（旧姓青木・水上）
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０７４号
北海道石狩市花川北２条２丁目３番地
破産者　有限会社ソーインググース
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０８号
千葉県市川市塩焼２丁目13番26―104号　ハイライズマンション
破産者　鍋田　将一
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９４号
千葉県浦安市海楽１丁目18番33号　コーポ満203
破産者　宍戸　弘美
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８６５号
千葉市稲毛区宮野木町1664番地８
破産者　厚見　真希
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８９６号
千葉県市川市南八幡２丁目15番８号　パークハイツ大成Ⅰ―105号
破産者　吉澤　清美
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６２号
東京都国立市青柳300番地の３ジュネス国立105
破産者　竹村　浩二
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３５８号
静岡市清水区梅ヶ谷222番地の６
破産者　有限会社石垣隆工務店
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６５５号
愛知県豊明市新栄町３丁目339番地
破産者　株式会社ヴェルトラウン
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８０４号
名古屋市中区新栄１丁目601番３
破産者　株式会社ＬＡＳ
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７号
兵庫県明石市二見町南二見12番地の７
破産者　東向鉄工株式会社
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９２号
大阪府岸和田市土生町８丁目９番１号
破産者　縣　　佳美（旧姓常道）
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３０号
大阪府和泉市阪本町1144番地
破産者　株式会社天翔
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
兵庫県姫路市緑台２丁目19番18号
破産者　有限会社光岡商店
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０６号
松江市東出雲町錦新町３丁目３番６―202号ヴェルドミール１
破産者　有澤　泰裕
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４９０号
岡山市南区福成１丁目２番41号108、旧住所岡山市南区海岸通２丁目１番２―10号
破産者　和氣　順也
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部